

# 税務機関による全面的な社会保険料徴収の監督管理

2018年5月

第13号

## 概要

2018年3月、中国共産党中央委員会は「党および国家機構改革案の深化」(以下「改革案」)を公布するとともに関連通知を出し、各地方政府部門による実際状況を勘案した徹底的実施を要求しました。改革案の第四十六条では、「国税および地方税徴収制度の改革」が明確に要求されており、省級以下の国税・地方税機構の合併が提起され、管轄区内の各種税金および非租税収入の徴収の具体的役割が規定されています。同時に、社会保険料徴収効率改善のため、基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料など各種社会保険料を税務部門が統一的に徴収することが提起されています。

上記の改革案により、長年にわたり続いてきた各地の社会保険料徴収機構の統一性の欠如や、情報共有メカニズムの欠如による社会保険料納付監督管理の不備、納付漏れ、過少納付等の状況が打破されるものと期待され、同時に社会保険料徴収管理の改善、社会保険制度の発展促進が予想されます。

## 詳細

現行の「社会保険料徴収暫定施行条例」(以下「暫定施行条例」)は1999年1月に國務院が公布し実施されました。その規定では、社会保険料の徴収機構は省・自治区・直轄市人民政府が規定し、「税務機関が徴収してもよく、また労働保障行政部門が設立する社会保険経弁機構が徴収してもよい」と規定されていました。従って、「社会保険機構による徴収」と「税務機関による徴収」の二重モデルが併存する状態が今日まで続いてきました。

2017年現在、全国で22の省と市が「税務機関による徴収」モデルを採用しており、その他十数の省と市が「社会保険機構による徴収」モデルを採用しています。

注目すべきは、社会保険料の「税務機関による徴収」を行う22の省と市の中で、廣東、廈門などごく少数の地域のみが「税務機関による全面的徴収」を実施しており、その他の大部分の地域では「税務機関による代理徴収」方式を採用している点です。後者はつまり、社会保険経弁部門が地方の規定に基づき、社会保険料納付額を査定し、税務機関は徴収のみに責任を負うことを指し、社会保険料の査定および徴収は相対的に独立しているため、相互間でほとんど連絡・連携がありません。

このような制度下では、雇用単位が従業員に代わり社会保険料を納付しており、申告漏れや、過少納付が時折発生していました。また、税務機関は直接的な社会保険料査定情報へのアクセスができなかったため、徴収段階で受動的な立場にあり、雇用単位による申告漏れや、過少納付を適時に発見し、訂正や関連処罰を行うことが困難でした。

同時に、社会保険経弁機構は人力资源・社会保障部門に属する事業単位であり、法執行の権利が無く、労働監察部門による社会保険料の徴収に関する法執行に依存する必要があります。その徴収手段、法執行の程度は、税務機関と比較して根本的に異なります。

近年の金税三期税務申告システムの全国的な普及に伴い、税務機関は網羅的な徴収管理およびリスク識別システムを構築しています。社会保険料徴収権限が税務機関に帰属することが明確に規定されれば、税務機関は社会保険料納付基数およびその比率に基づき分析を行い、雇用単位の社会保険料納付のコンプライアンス状況を評価できるようになることが予想されます。例えば、金税三期申告システムの要求に基づき、雇用単位は個人所得税源泉徴収申告時に、従業員の社会保険料情報を税引前損金算入項目として、記入・申告することができます。このため、税務機関は当該情報と社会保険料申告金額を照合し、当該従業員の給与水準と社会保険料納付水準の一致を検証することが可能になると考えられます。同時に、企業所得税年度納税申告表内の賃金給与の税引前損金算入金額もまた税務機関にとって、雇用単位の社会保険料納付のコンプライアンスの精査に対し有力なデータとなります。今後、税務機関は具体的な関連規定を公布し、社会保険

料徴収の具体的手続を規範化するものとみられ、社会保険料納付のコンプライアンスに違反する雇用単位および個人に対する社会保険料の追徴、延滞金の徴収およびその他処罰などの規定が明確化されるものと予想されます。

### まとめ

現在のところ、依然として相当数の企業が現地最低給与基準に基づき従業員に代わり社会保険料を納付しています。しかし、「改革案」の公布に伴い、2018年内に全国的に社会保険料が税務機関により統一的に徴収管理される見通しです。企業は今後数ヶ月において関連実施細則の公布の有無を確認し、同時に以下の方面において積極的に対応措置を講じるべきでしょう。

- 全面的に従業員賃金給与・福利項目を精査し、法律および各地の規定に基づき自社の従業員の社会保険料納付基数を再度確認し、暦年の社会保険料納付状況についてコンプライアンスチェックを行い、納付漏れ、過少納

付のリスクの程度および財務上の影響を判断する。

- 従業員と積極的に協議し、従業員の同意と協力を得ると同時に、従業員の今後の給与体系をより合理的にアレンジし、税務コンプライアンスと社会保険コンプライアンスのバランスを実現する。
- 中国国内で就業する台湾・香港・マカオおよび外国籍従業員について、多数の省および市がこれらの従業員の社会保険料納付を明確に規定していることに鑑み、企業は現地の従業員の状況を精査すると同時にこれら従業員の社会保険料納付義務を重視すべきである。台湾・香港・マカオおよび外国籍従業員の社会保険料納付を強制していない一部の市または地域(例えば、上海)に所在する企業については、関連法規および実務の変更を注視する必要がある。

## お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、下記の担当者までお気軽にご連絡ください。

### 個人所得税サービスチーム

朱錦華

+86 (21) 2323 5509

jacky.chu@cn.pwc.com

陳嵐

+86 (21) 2323 2628

gertie.chen@cn.pwc.com

高璐

+86 (21) 2323 2843

smiley.gao@cn.pwc.com

### 労働法サービスチーム

齊斌

+86 (21) 5368 4168

bin.b.qi@xinbailaw.com

金姍

+86 (10) 8540 4646

vivienne.jin@ruibialaw.com

本稿では、中国または中国大陆は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 5 月 3 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、ならびに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui

+86 (10) 6533 3028

matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# 社保征收将进入税务全责监管新时代

二零一八年五月  
第十三期

## 摘要

2018 年 3 月，中共中央印发《深化党和国家机构改革方案》（下文简称“改革方案”），并发出相关通知，要求各地政府部门结合实际认真贯彻执行。方案第四十六条明确要求“改革国税地税征管体制”，将省级（含）以下国税地税机构合并，具体承担辖区内各项税收和非税收入的征管；同时，为提高社会保险资金（下文简称“社保”）征管效率，将基本养老保险费、基本医疗保险费、失业保险费等各项社会保险费交由税务部门统一征收。

上述改革方案，将有力打破过去相当长一段时间以来各地社保征收机构不一致，缺乏信息共享机制而导致的社保缴纳监管力度不足，漏缴、少缴情况屡见不鲜的情况；切实完善社保征收管理，促进社保体系的发展。

## 详细内容

现行《社会保险费征缴暂行条例》（下文简称“暂行条例”）是 1999 年 1 月由国务院发布实施的。其中规定，社会保险费的征收机构由省、自治区、直辖市人民政府规定，“可以由税务机关征收，也可以由劳动保障行政部门设立的社会保险经办机构征收”。“社保征收”与“税务征收”双重模式并存的局面延续至今。截至 2017 年，全国已有 22 个省市采用了“税务征收”模式，其它 10 多个省市采用的是“社保征收”。

值得注意的是，在社保“税务征收”的 22 个省市中，仅有广东、厦门等极少数地区实现了“税务全责征收”，而其它大部分地区采取的是“税务代

征”方式，即由社保经办部门根据地方规定核定社保应缴费额，税务机关仅负责征收，社保费用的核定和征收相对独立，鲜少沟通。在这一体系下，用人单位为员工进行社保缴纳，漏报、少报时有发生；而税务机关由于缺乏直接的社保核定信息，在征收环节上处于被动地位，难以及时发现用人单位漏报、少报的现象并予以纠正和进行相关处罚。

同时，社保经办机构作为人力资源和社会保障部门下属的事业单位，其并不具有执法权，需要依托劳动监察部门进行社保费的征收执法。其征收手段、执法力度与税务机关相比有着本质区别。

随着近年来金税三期税务申

报系统在全国范围内的推广，税务机关已经建立起相当完善的征收管理和风险识别系统。在社保征缴权归属于税务机关后，税务机关有能力对社保缴纳基数及其比例进行分析判断，核查用人单位社保缴纳的合规性。例如，根据金税三期申报系统的要求，用人单位在进行个人所得税代扣代缴申报时，需将员工社保信息作为税前扣除项目进行填写申报。由此，税务机关很容易将此类信息与社保申报金额进行复核，并核查该员工工资水平与社保缴纳水平的一致性。同时，企业所得税年度纳税申报表中的工资薪金税前列支金额也为税务机关确认用人单位社保缴纳的合规性提供了有力的数据支持。

预期后续税务机关将出台有针对性的相关规定，规范社保征收的具体程序，包括对社保缴纳不合规的用人单位及个人进行社保追缴，滞纳金征收及其它处罚等。

### 注意要点

目前仍有相当多的企业是按照当地最低工资标准来为员工缴存社保的。然而，随着“改革方案”的出台，全国范围内的社保由税务机关统一征收管理有望在 **2018** 年内实现。各用人单位应当在未来的几个月密切

关注相关实施细则的出台，同时以下几个方面开展积极的应对措施：

- 全面梳理员工工资薪酬福利项目，根据国家法律和各地法规规章重新确认本单位员工社保缴费基数，对历年社保缴纳情况进行合规性检查，并初步判定漏缴、少缴的风险级别及财务影响。
- 与员工积极协商并寻求员工的认可与合作的同时，探寻对员工未来薪酬架构做出更为合理的安排，以取得税收有效性与社保合规性的平衡。
- 针对在境内工作的台港澳及外籍员工，鉴于多数省市已对他们的社保缴纳提出了明确的要求，用人单位在梳理本地员工的同时也不应忽视他们的社保缴纳义务。对于部分尚未强制要求台港澳及外籍员工缴纳社保的城市或地区（如上海），建议用人单位对相关法规及实践操作的更新予以密切关注。

## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响,请联系**普华永道专业服务团队**:

### 个人所得税服务团队

朱锦华

+86 (21) 2323 5509

jacky.chu@cn.pwc.com

陈岚

+86 (21) 2323 2628

gertie.chen@cn.pwc.com

高璐

+86 (21) 2323 2843

smiley.gao@cn.pwc.com

### 劳动法服务团队

齐斌

+86 (21) 5368 4168

bin.b.qi@xinbailaw.com

金姗

+86 (10) 8540 4646

vivienne.jin@ruibialaw.com

文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 5 月 3 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成

电话: +86 (10) 6533 3028

matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

